

徳島市都市計画審議会への提出書類等について

計画提案に係る地区計画（素案）	1 ページ
地区計画（原案）の公聴会	7 ページ
徳島県との事前協議	10 ページ
地区計画（案）の縦覧期間中に提出された意見書の要旨等	12 ページ

## 計画提案に係る地区計画（素案）

都市計画法第21条の4の規定により、国府町観音寺地区地区計画の素案を徳島市都市計画審議会に提出する。

### 1 提出日

令和5年3月27日（月）

### 2 提出者

観音寺西郷開発推進協議会



## 地区計画（素案）

国府町観音寺地区地区計画（素案）は次のとおりである。

名称	国府町観音寺地区地区計画	
位置	徳島市国府町観音寺字屋敷、矢三田、式反田及び西泓の各一部	
面積	約 2.6 h a	
地区計画の 目標	<p>計画地区は、本市中心部から西へ約8kmに位置し、北側は国道192号、東側は国道192号徳島南環状道路に挟まれた市街化調整区域である。地区周辺には既存住宅地が隣接し、その背後には農用地が広がっている。また、吉野川の氾濫による洪水浸水が想定されているほか、大雨時の雨水排水に懸念をかかえている。一方、当地区に接する国道192号徳島南環状道路の東側は市街化区域であり、幹線道路沿線の立地条件を生かして、商業施設、住宅地等が広がっている。</p> <p>徳島市都市計画マスタープランでは、外環状道路沿線を「郊外まちづくり調整ゾーン」と位置づけ、災害リスクや周辺の農業・自然環境の保全の観点を踏まえ、計画的で秩序ある土地利用を図るとしている。</p> <p>このことから、周辺の農用地や住宅地等との調和を保ちつつ、浸水対策を考慮した安全・安心な土地利用を図ることを目標とする。</p>	
区域の 整備・ 開発 及び 保全 に関する 方針	土地利用の 方針	地区周辺の既存住宅地や、隣接する市街化区域との連続性に配慮した建築物等を誘導する。
	地区施設の 整備の方針	<p>既存市道の拡幅及び新設道路の整備により、周辺交通に配慮するとともに、災害発生時の円滑な避難を促す避難路として位置づける。また、道路内に浸水対策を考慮した排水路を設ける。</p> <p>地区及びその周辺の環境を保全するため、緑地を整備する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>以下の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 建築物の用途の制限及び建蔽率及び容積率の最高限度</li><li>2. 建築物の敷地面積の最低限度</li><li>3. 建築物の高さの最高限度</li><li>4. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</li></ol>

写

地区 区 整 備 計 画	地区施設 配置及び 規模	種類	名称	幅員・延長・面積	備考
		道路	地区施設道路1号	幅6.5~16.0m 延長 約210m	既存市道拡幅、排水路、避難路
			地区施設道路2号	幅4.0~15.5m 延長 約200m	既存市道拡幅、排水路
			地区施設道路3号	幅6.5m 延長 約190m	新設道路
		緑地	地区施設緑地1号	面積 約0.048ha	
			地区施設緑地2号	面積 約0.010ha	
			地区施設緑地3号	面積 約0.023ha	
			地区施設緑地4号	面積 約0.015ha	
			地区施設緑地5号	面積 約0.016ha	
		建築物 等 に 関 す る 事 項	用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ・ 建築基準法別表第2（ほ）項に掲げる建築物 ・ 共同住宅、事務所	
建蔽率の 最高限度	・ 60%（ただし建築基準法別表第2（か）項に掲げる用途に供する建築物は50%）				
敷地面積の 最低限度	・ 1,000㎡以上（ただし、住居（兼用住宅を含む）は165㎡以上）				
容積率の 最高限度	・ 200%（ただし建築基準法別表第2（か）項に掲げる用途に供する建築物は50%）				
高さの 最高限度	・ 20m以下（地域の避難施設となるものは除く）				
形態又は色彩 その他の意匠の 制限	・ 建築物の屋根、外壁及び屋外広告物の意匠・形態は、周辺の景観に配慮した ものとし、色彩は、親しみやすく落ち着いた色調とする。				



# 徳島東部都市計画総括図（徳島市） S=1 : 20,000

写

国府町観音寺地区計画  
約2.6ha

用途地域一覽表

色別	種別	面積(約)	指定年月日	色別	用途別	面積(約)	高さ(以下)	容積率(以下)	建築物の高さ(約)
[Green]	都市計画区域	19,139ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Green]	第一種低層住居専用地域	148	60	100	10
[Red]	市街化区域	3,918ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Green]	第二種低層住居専用地域	7.5	60	100	10
[Blue]	市街化調整区域	15,221ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Green]	第一種中高層住居専用地域	497	60	200	-
[Green]	風致地区	1,022ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Green]	第二種中高層住居専用地域	178	60	200	-
[Blue]	駐車場整備地区	88.1ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Yellow]	第一種住居地域	1,633	60	200	-
[Blue]	高度利用地区	3.8ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Yellow]	第二種住居地域	36	60	200	-
[Blue]	市街地再開発事業施行区域	3.9ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Orange]	準住居地域	19	60	200	-
[Blue]	防火地域	44ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Pink]	近隣商業地域	146	80	200	-
[Blue]	準防火地域	138ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Red]	商業地域	34	80	300	-
[Blue]	都市計画道路	14.7ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Red]	工業地域	297	80	400	-
[Blue]	都市計画公園	405.82ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Purple]	準工業地域	462	60	200	-
[Blue]	都市計画緑地	165.824ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Blue]	工業専用地域	173	60	200	-
[Blue]	都市高速鉄道	7.81ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)	[Blue]	合 計	3,918			
[Blue]	都市計画河川	10.8ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)						
[Blue]	土地地区整理事業施行区域	314.8ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)						
[Blue]	臨港地区	115.8ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)						
[Blue]	地区計画区域	103.4ha	昭和三十九年四月二十二日(徳島市都市計画法施行規則第三十二条第一項)						

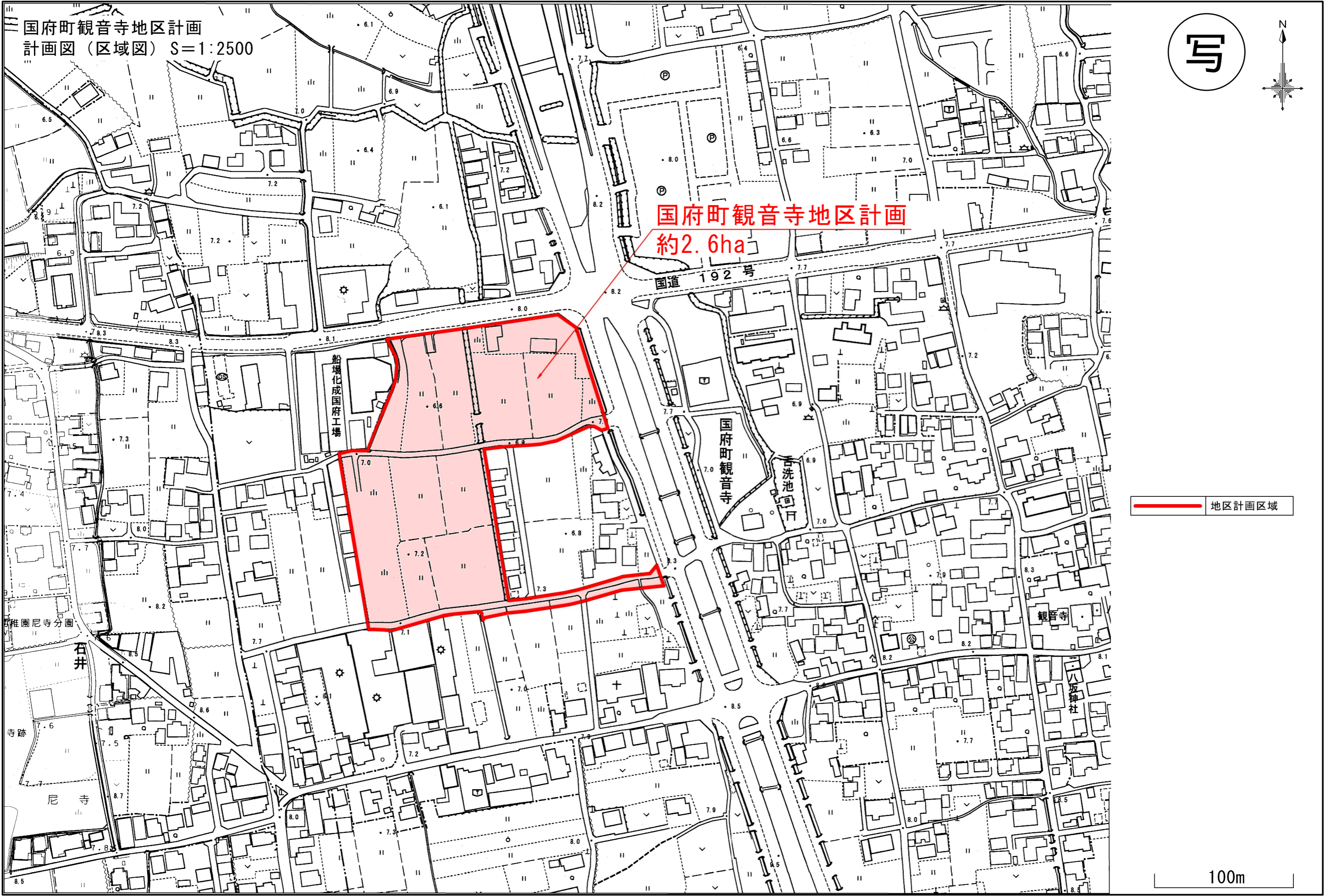
徳島東部都市計画道路一覽表

番号	道路名	延長(約)	幅員(約)	種別	備考
3.1	阿波野川	15,060	23.5	3.4.6	阿波野川
3.2	阿波野川	1,770	23.5	3.5.28	阿波野川
3.3	阿波野川	9,450	11.0	3.5.40	阿波野川
3.4	阿波野川	830	30	3.5.41	阿波野川
3.5	阿波野川	1,890	30	3.5.44	阿波野川
3.6	阿波野川	7,760	30	3.5.45	阿波野川
3.7	阿波野川	10,640	30	3.5.48	阿波野川
3.8	阿波野川	4,840	26.0	3.5.130	阿波野川
3.9	阿波野川	9,450	26	3.5.38	阿波野川
3.10	阿波野川	900	22	3.6.50	阿波野川
3.11	阿波野川	2,220	22	3.6.51	阿波野川
3.12	阿波野川	4,140	22	3.6.52	阿波野川
3.13	阿波野川	5,220	22	3.6.53	阿波野川
3.14	阿波野川	2,890	21	3.6.11	阿波野川
3.15	阿波野川	210	20	3.7.1	阿波野川
3.16	阿波野川	1,540	18	3.7.2	阿波野川
3.17	阿波野川	1,280	18	3.7.3	阿波野川
3.18	阿波野川	2,890	18	3.7.4	阿波野川
3.19	阿波野川	3,080	18	3.7.8	阿波野川
3.20	阿波野川	6,270	18	3.7.3	阿波野川
3.21	阿波野川	2,890	18	3.7.8	阿波野川
3.22	阿波野川	2,040	18	3.7.9	阿波野川
3.23	阿波野川	700	16	3.7.10	阿波野川
3.24	阿波野川	2,040	16	3.7.12	阿波野川
3.25	阿波野川	8,010	14	3.7.13	阿波野川
3.26	阿波野川	1,930	10	3.8.1	阿波野川
3.27	阿波野川	2,050	16	3.8.3	阿波野川
3.28	阿波野川	1,650	14		
3.29	阿波野川	4,730	16		
3.30	阿波野川	4,420	16		
3.31	阿波野川	2,400	16		
3.32	阿波野川	1,680	16		
3.33	阿波野川	7,840	16		
3.34	阿波野川	1,990	16		
3.35	阿波野川	1,690	16		
3.36	阿波野川	2,870	15.5		
3.37	阿波野川	1,270	16		
3.38	阿波野川	450	15.5		
3.39	阿波野川	160	12		
3.40	阿波野川	1,090	13		
3.41	阿波野川	510	15		
3.42	阿波野川	1,590	14		
3.43	阿波野川	230	14		
合計	44 線	139,110		28 線	24,300

徳島東部都市計画道路一覽表

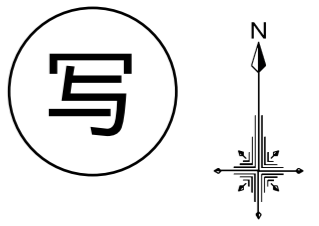
番号	道路名	延長(約)	幅員(約)	種別	備考
3.1	阿波野川	15,060	23.5	3.4.6	阿波野川
3.2	阿波野川	1,770	23.5	3.5.28	阿波野川
3.3	阿波野川	9,450	11.0	3.5.40	阿波野川
3.4	阿波野川	830	30	3.5.41	阿波野川
3.5	阿波野川	1,890	30	3.5.44	阿波野川
3.6	阿波野川	7,760	30	3.5.45	阿波野川
3.7	阿波野川	10,640	30	3.5.48	阿波野川
3.8	阿波野川	4,840	26.0	3.5.130	阿波野川
3.9	阿波野川	9,450	26	3.5.38	阿波野川
3.10	阿波野川	900	22	3.6.50	阿波野川
3.11	阿波野川	2,220	22	3.6.51	阿波野川
3.12	阿波野川	4,140	22	3.6.52	阿波野川
3.13	阿波野川	5,220	22	3.6.53	阿波野川
3.14	阿波野川	2,890	21	3.6.11	阿波野川
3.15	阿波野川	210	20	3.7.1	阿波野川
3.16	阿波野川	1,540	18	3.7.2	阿波野川
3.17	阿波野川	1,280	18	3.7.3	阿波野川
3.18	阿波野川	2,890	18	3.7.4	阿波野川
3.19	阿波野川	3,080	18	3.7.8	阿波野川
3.20	阿波野川	6,270	18	3.7.3	阿波野川
3.21	阿波野川	2,890	18	3.7.8	阿波野川
3.22	阿波野川	2,040	18	3.7.9	阿波野川
3.23	阿波野川	700	16	3.7.10	阿波野川
3.24	阿波野川	2,040	16	3.7.12	阿波野川
3.25	阿波野川	8,010	14	3.7.13	阿波野川
3.26	阿波野川	1,930	10	3.8.1	阿波野川
3.27	阿波野川	2,050	16	3.8.3	阿波野川
3.28	阿波野川	1,650	14		
3.29	阿波野川	4,730	16		
3.30	阿波野川	4,420	16		
3.31	阿波野川	2,400	16		
3.32	阿波野川	1,680	16		
3.33	阿波野川	7,840	16		
3.34	阿波野川	1,990	16		
3.35	阿波野川	1,690	16		
3.36	阿波野川	2,870	15.5		
3.37	阿波野川	1,270	16		
3.38	阿波野川	450	15.5		
3.39	阿波野川	160	12		
3.40	阿波野川	1,090	13		
3.41	阿波野川	510	15		
3.42	阿波野川	1,590	14		
3.43	阿波野川	230	14		
合計	44 線	139,110		28 線	24,300





国府町観音寺地区計画  
 計画図 (区域図) S=1:2500

国府町観音寺地区計画  
 約2.6ha

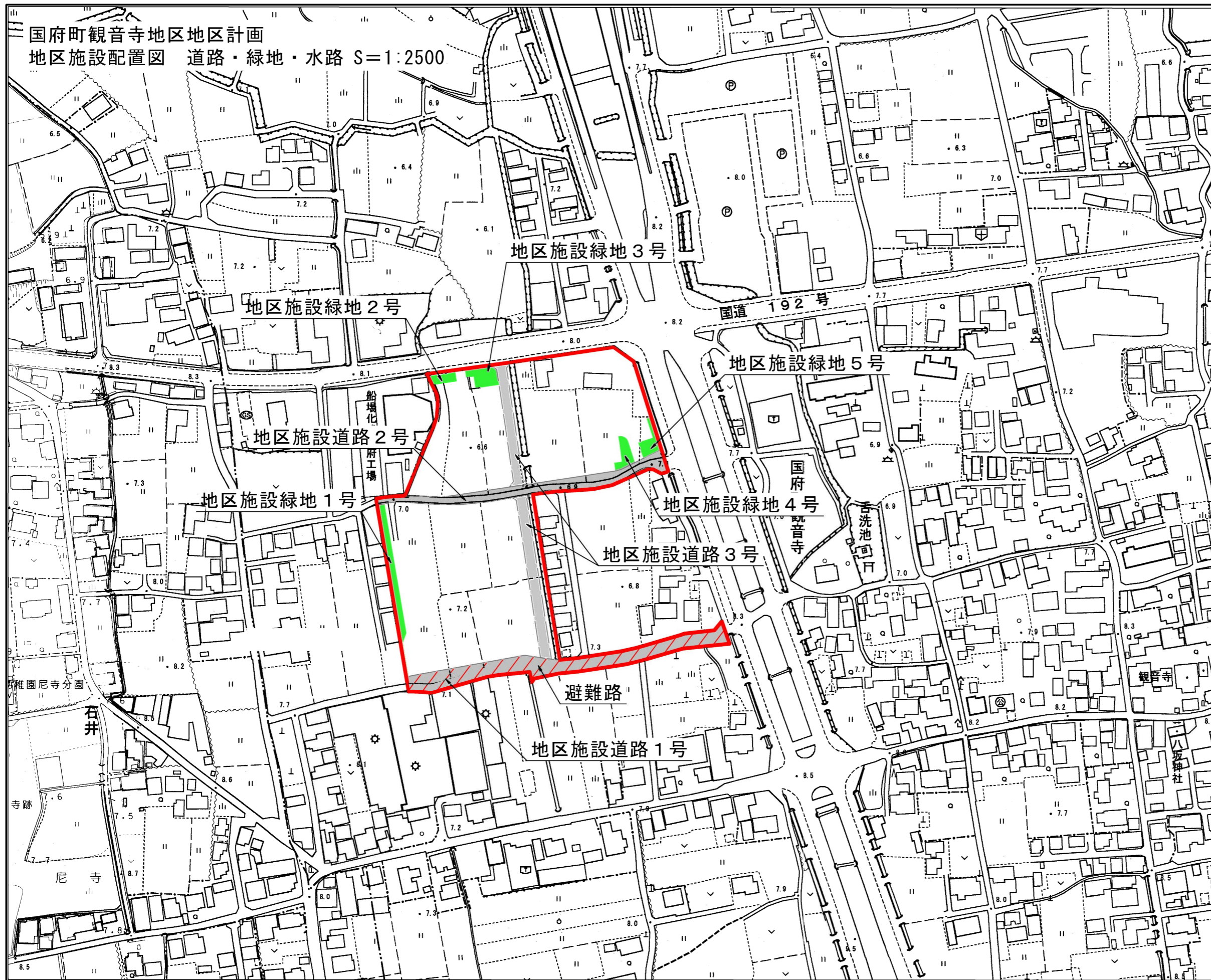
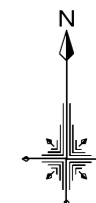


地区計画区域

100m



国府町観音寺地区地区計画  
地区施設配置図 道路・緑地・水路 S=1:2500



	地区整備計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(緑地)
	避難路

100m

# 地区計画（原案）の公聴会

都市計画法第16条第1項の規定により、国府町観音寺地区地区計画の原案の公聴会を開催した。

## 1 開催日時・場所

令和5年8月5日(土)

午前10時から午前10時30分まで

徳島市立考古資料館 研修室

## 2 公述人

2名

## 3 本市の考え方

公述内容の要旨及び本市の考え方は、次のとおり。



国府町観音寺地区地区計画（原案）公聴会の公述内容の要旨及び徳島市の考え方

NO.	公述内容の要旨	徳島市の考え方
1	<p>1) 非常時における災害防御対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する洪水時の水の流れに対して、当該地区内の処理的対策だけでなく、周辺地域を含めた内水被害に対応できること。</li> </ul> <p>2) 常時の風景、水と緑、気延山の風景を活かした計画に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この地域の歴史、自然環境に配慮した環境にする建物、構築物が重要。</li> <li>・維持、メンテナンスを含めて親水性をもたせ、歴史的農業用水路を美しく活かす。</li> </ul> <p>3) 2050年脱炭素社会にむけて、グリーン対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広い面積を占める駐車場や道の透水舗装、ヒートアイランドにしない植栽と緑被率を高くし、人が憩え、人と自然に優しい環境に。</li> </ul> <p>4) 国府の農業や地域性を活かした食材を介して豊かなコミュニケーションの場を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康、有機栽培を始め徳島の豊かな農産物が集まる場を。</li> <li>・海外、国内の観光客が訪れ、休息を含め旅の利便性を提供できる場であり、地元には歩行者に配慮して、誰もが安心して集えるコミュニケーションの場になって欲しい。</li> </ul> <p>5) 地域性を活かした創造的価値を高める地区開発に公的支援と地域の制度設計を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害が増す中、内水被害を含めて、この地区だけでは解決しない課題であり、周辺地区を含めて、安全度を上げなければならないこと、歴史文化の継承や観光、人々の交流等、社会的価値を高める場所になり得ること等、この地区の開発が地域に多大な影響を与えるという総合的な観点から公的支援を求める。</li> <li>・2018年文化財保護法が改正。文化財保存活用地域計画が国から推奨されている。徳島市が策定にむけて準備している。まさにこの地域が象徴的モデルになるべきではないか。</li> </ul>	<p>地区計画区域には、南北に1本、排水路が通っていますが、南環状道路建設後、台風や大雨のたび浸水する状況となっています。</p> <p>当該地区計画では、既存南北水路の断面改良に加え、環状道路附属水路に接続する、2箇所のバイパス排水路を設けます。流量を分散させることにより、下流へ早期に排水することが可能となります。流下能力が向上することから、周辺地域も含め、浸水被害は改善されると考えています。</p> <p>また、吉野川水系において、国、県、市は流域における浸水被害の軽減を図るため、堤防整備や河道掘削等、流域治水プロジェクトを進めています。</p> <p>都市計画法第21条の2では、住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、可能とするための都市計画提案制度を設けています。当該地区計画は、この制度を利用して地元住民の方々から提案がなされたものです。</p> <p>地区計画区域では、「地区計画の目標」に掲げられた、「周辺の農用地や住宅地等との調和を保ちつつ、浸水対策を考慮した安全・安心な土地利用」が図られるものと考えています。</p> <p>地区計画区域の、地区施設道路、緑地などは、開発許可申請者が整備することから、公的支援はありません。</p> <p>また、吉野川水系において、国、県、市は流域における浸水被害の軽減を図るため、堤防整備や河道掘削等、流域治水プロジェクトを進めています。</p> <p>「徳島市文化財保存活用地域計画」については、現在策定に向けて検討を行っており、国府地区は文化遺産が多く存在する歴史的な地域であると認識しています。また、地区計画区域は埋蔵文化財包蔵地であるため、土木工事などの開発事業を実施しようとする場合には、文化財保護法第93条に基づく事前の届出の必要があり、工事内容によっては埋蔵文化財保護の対応を行うこととなります。</p>

国府町観音寺地区地区計画（原案）公聴会の公述内容の要旨及び徳島市の考え方

NO.	公述内容の要旨	徳島市の考え方
2	<p>1) 田園風景を守るため国府地区を重要な景観形成地域に加えたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四国の遍路道や、それを含めた山並みや田園風景、町並みを含めて広い範囲を、景観法に基づく景観計画区域として保護を図るようと、国は答申を出している。徳島市全域は景観計画区域であるが、国府地域を眉山の周辺やひょうたん島のように重要な景観形成地域に加えたい。</li> </ul>	<p>当該地区計画では、「建築物の屋根、外壁及び屋外広告物の意匠・形態は、周辺の景観に配慮したものとし、色彩は、親しみやすく落ち着いた色調とする。」としており、この範囲内での建築物等が、建築されることとなります。</p> <p>加えて、本市では、「徳島市景観まちづくり条例」を定め、「景観計画」を策定しています。市全域を「景観計画区域」とし、景観形成基準には、</p> <p>【基本事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等に適合するよう努める。</li> <li>・場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul> <p>【建築物の意匠・形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul> <p>【建築物の色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul> <p>などがあります。</p> <p>このように景観計画を策定していますが、条例等による規制によって、地域の景観を守り続けていくには限界があります。その土地で暮らす方、その土地で開発行為等を行い建築物等を建てようとする方など、地域住民の皆様の、景観に対する配慮やご協力が必要不可欠と考えます。</p>
	<p>2) 屋外広告物条例で規制して、環状線沿いの美観景観を整えたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都では、屋外広告物条例が、功を奏して派手な看板が消え、綺麗な町並みに変わった結果、経済効果もあった。環状線沿いの看板のモデルの計画を立てて、それに即した規制をかけたい。</li> </ul>	<p>屋外広告物条例に関することは、徳島県の所管となっています。いただきましたご意見につきましては、徳島県に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。</p>
	<p>3) 治水について、十分配慮していただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域治水の成功の鍵は、流域内の農地、特に水田および排水施設の整備、利用することで、洪水ピークの低減を図ることであり今回の地域に関しても十分配慮していただきたい。</li> </ul>	<p>地区計画区域には、南北に1本、排水路が通っていますが、南環状道路建設後、台風や大雨のたび浸水する状況となっています。</p> <p>当該地区計画では、既存南北水路の断面改良に加え、環状道路附属水路に接続する、2箇所のバイパス排水路を設けます。流量を分散させることにより、下流へ早期に排水することが可能となります。流下能力が向上することから、周辺地域も含め、浸水被害は改善されると考えています。</p> <p>また、吉野川水系において、国、県、市は流域における浸水被害の軽減を図るため、堤防整備や河道掘削等、流域治水プロジェクトを進めています。</p>



## 徳島県との事前協議

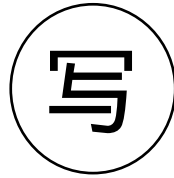
都市計画法第19条第3項に係る県と市町との協議実施要領の規定により、徳島県との事前協議を行った。回答は、次のとおり。

### 1 協議期間

令和5年9月11日（月）から令和5年10月23日（月）まで

### 2 内容

別紙のとおり。



都第402号  
令和5年10月23日

徳島市長 内藤 佐和子 殿



徳島県県土整備部長



徳島東部都市計画地区計画  
国府町観音寺地区地区計画の決定について  
(令和5.9.11都計発第86号に対する回答)

このことについては、意見ありません。



## 地区計画（案）の縦覧期間中に提出された意見書の要旨等

都市計画法第17条第2項の規定により、国府町観音寺地区地区計画の案を公衆の縦覧に供したところ、同条第2項の規定による意見書の提出があった。同法第19条第2項の規定により、意見書の要旨を徳島市都市計画審議会に提出する。

### 1 縦覧期間

令和5年11月6日(月)から11月20日(月)まで

### 2 受付意見書総数

1通

### 3 項目別意見書の要旨（1通につき複数の意見は全てカウント）

（1）道路について	2件
（2）周辺対策について	1件
（3）その他	2件
	計5件

### 3 本市の考え方

意見書の要旨及び本市の考え方は、次のとおり。

国府町観音寺地区地区計画（案）意見書の要旨及び徳島市の考え方

NO.	意見書の要旨	徳島市の考え方
1	<p>1. 歩行者の安全を意識した道路の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路1号は、小学生が集団登校に利用する通学路となっている。また、朝夕は多くの高齢者が散歩道として活用し、商業施設の完成後はお遍路さんの利用もある。歴史ある国府町の景観にマッチし、安全に通行・横断できる歩行者に寄り添った道路の設備を希望する。</li> <li>道路3号と住宅8軒に接した道路は、抜け道としての利用が想定されるので、安易には進入しづらいよう、縁石や車止め（ポラード）等による対策と速度抑制するためのハンプ等の設置が必要。交通安全対策は人命に関わるため検討いただきたい。用水路への転落防止柵も必要。</li> </ul> <p>2. 防犯と防音を兼ねたフェンスの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出店予定の商業施設は24時間営業で、店の駐車場から住居内が伺える状況は、防犯上非常に劣悪である。加えて夜中の自動車やバイクの走行による騒音対策は重要。浴室やリビングの換気のため、窓を開放しても視線が気にならない高さで防音効果のあるフェンスの設置を希望する。安心して生活できる環境を切実にお願いしたい。</li> </ul> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>24時間の営業は必要か？とても静かで穏やかな国府町が気に入っているのに残念。</li> <li>都市計画の意見としては、相応しくない内容かもしれないが、安全・安心な土地利用をお願いしたい。</li> </ul>	<p>地区施設道路1号、2号及び3号につきましては、「地区施設の整備の方針」に掲げられた、「既存市道の拡幅及び新設道路の整備により、周辺交通に配慮するとともに、災害発生時の円滑な避難を促す避難路として位置づける。また、道路内に浸水対策を考慮した排水路を設ける。」に沿った道路が整備されるものと考えています。</p> <p>住宅8軒に接した道路とは、住宅東側南北市道のことと解しており、地区計画区域外ではありますが、地区施設道路1号及び2号の交差点改良工事により、必要な安全対策はなされるものと考えています。なお、市道において安易に進入しづらくする措置を行うことは、一般的にはございませんが、地区施設道路3号を配置し、周辺交通に配慮する計画となっています。</p> <p>用水路については、水路管理者と協議を行い、必要な安全対策を求める予定としています。</p> <p>地区計画決定後の土地利用につきましては、「地区計画の目標」に掲げられた、「周辺の農用地や住宅地等との調和を保ちつつ、浸水対策を考慮した安全・安心な土地利用」が図られるものと考えています。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、計画提案者及び開発許可申請者に伝えるとともに、今後の都市づくりを進めるうえで参考にさせていただきます。</p>